$$\frac{\times AB_n) + \sum_{n=30}^{元}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=30}^{元}(AE_n \times AF_n) + AG \times 0.6 + AH + AI + AJ \times 0.7 + AK \times 0.5 + AL \times 0.5 + AM \times 0.3 + \sum_{n=12}^{元}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=15}^{元}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=29}^{元}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=12}^{28}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=14}^{28}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=18}^{22}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=21}^{28}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=21}^{23}(BB_n \times BC_n) + \sum_{n=18}^{元}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=20}^{元}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=28}^{29}(BH_n \times BI_n) + \sum_{n=28}^{29}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=30}^{元}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=30}^{元}(BN_n \times BO_n) + BP \times 0.6 + BQ}{893{,}000\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 35 号）附則第 3 条第 1 項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）附則第 4 条第 1 項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第 18 条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成 11 年法律第 76 号）附則第 6 条第 1 項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第 17 条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和 56 年法律第 48 号）附則第 6 条第 1 項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第 7 条第 1 項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財

$$\frac{\times AB_n) + AC_n \times AD_n + AE_n \times AF_n + AG \times 0.6 + AH + AI + AJ \times 0.7 + AK \times 0.5 + AL \times 0.5 + AM \times 0.3 + \sum_{n=12}^{30}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=15}^{30}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=29}^{30}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=12}^{28}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=14}^{28}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=18}^{22}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=21}^{28}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=21}^{23}(BB_n \times BC_n) + \sum_{n=18}^{30}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=20}^{30}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=28}^{29}(BH_n \times BI_n) + \sum_{n=28}^{29}(BJ_n \times BK_n) + BL_n \times BM_n + BN_n \times BO_n + BP \times 0.6 + BQ}{892{,}000\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなし